金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［(1)～(5)　略］

(6)　連結自己資本規制比率の状況

（記載要領）

［略］

（様式Ａ）

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

（様式Ｂ－１）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
［略］				
その他Tier１資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
［略］				

改正前

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　業務の状況

［(1)～(5)　同左］

(6)　連結自己資本規制比率の状況

（記載要領）

［同左］

（様式Ａ）

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

（様式Ｂ－１）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
普通株式に係る新株予約権の額				
［同左］				
その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額				
［同左］				